

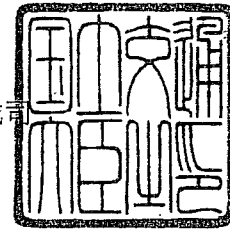


認定書

国住指第 1025 号
平成 22 年 9 月 10 日

積水化学工業株式会社
代表取締役社長 根岸 修史 様

国土交通大臣 前原 誠司



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号ハ [防火区画貫通部 1 時間遮炎性能] の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
PS060WL-0514
2. 認定をした構造方法等の名称
ケーブル・電線管／ロックウール保温板・黒鉛混入水酸化アルミニウムシール材／壁準耐火構造／貫通部分
3. 認定をした構造方法等の内容
別添のとおり

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構造名：

ケーブル・電線管／ロックウール保温板・黒鉛混入水酸化アルミニウムシール材／壁準耐火構造／貫通部分

2. 申請仕様の寸法：

申請仕様の寸法を表1に示す。

表1 申請仕様の寸法

項 目		申 請 仕 様
開口部	形状	矩形
	面積	0.6㎡以下
占積率 (開口面積に対するケーブル・電線管の断面積の総合計の割合)		20.8%以下
貫通する壁の構造等		両面強化せっこうボード重張軽量鉄骨下地間仕切壁（準耐火構造）及び建築基準法第2条第七号の規定に基づく耐火構造（60分）において、国土交通大臣が認めた壁厚さ 100mm以上 ただし、中空壁の場合は、鋼製又は壁を構成する壁材と同等の材料による開口補強材を設けること

3. 申請仕様の構成材料：

申請仕様の構成材料を表2及びケーブル・電線管・ケーブルラックの構成材料を表3に示す。

表2 申請仕様の主構成材料

項目		申請仕様	
耐熱シール材	材料	黒鉛混入水酸化アルミニウム材	
	組成 (質量%)	組成は企業秘密とさせていただきます。	
	密度	1.0g/cm ³ 以上	
	充てん量	隙間が無いように密に充てん 1) ケーブル・CD管・PF管と仕切板の隙間に奥行き30mm以上、幅20mm以下 2) 鋼製電線管と仕切板の隙間に奥行き30mm以上、幅10mm以下 3) ケーブルCVT325mm ² 及びCET325mm ² の場合はケーブルと仕切板の隙間に奥行き50mm以上、幅20mm以下、かつ仕切板から両側へ長さ30mm以上、幅10mm以上巻付け	
仕切板	表面化粧材	材料	表面化粧ロックウール保温板
		厚さ	47mm以上
		施工条件	仕切板とケーブル・電線管との隙間(クリアランス)は、図3参照
	基材	材料	種類：①～⑤の一 ①アクリル系樹脂、②ウレタン系樹脂 ③アクリル系樹脂・ウレタン系樹脂の混合物 ④エポキシ系樹脂、⑤なし
		塗布量	1面あたり1kg/m ² 以下(両面又は、片面)
		材料	ロックウール保温板(JIS A 9504)
		厚さ	47mm以上
熱膨張性シート	基材	密度	135kg/m ³ 以上
		材料	黒鉛含有ブチルゴムシート裏張アルミニウムはく張ガラスクロス
		寸法	総厚さ：2.09mm以上 幅：50mm以上 (かぶり寸法：電線管側30mm以上、ケーブル側20mm以上)
	シート	設置場所	鋼製電線管の片側
		材質	アルミニウムはく張ガラスクロス
	シート	厚さ	0.09mm以上
		材質	黒鉛含有ブチルゴム
		厚さ	2.0mm以上
ケーブルラック	組成 (質量%)	組成は企業秘密とさせていただきます。	
	材料	①又は② ①一般構造用圧延鋼材(JIS G 3101) ②溶融亜鉛めっき鋼板(JIS G 3302)	
	厚さ	1.6mm以上	

表3 申請仕様のケーブル・電線管の構成材料

項目		申請仕様			
ケーブル	導体(又は芯線)の断面積	325mm ² 以下(1本あたり)			
	導体(又は芯線)の種類	銅、ガラス繊維、その他これらに類する不燃性の材料			
	絶縁体	塩化ビニル系	厚さ	4.5mm以下	
		ポリエチレン系			
		ポリエチレンプロピレン系			
介在(円形に調整する充填材)	紙、ジュート又はポリプロピレン				
シース	塩化ビニル系	厚さ	3.1mm以下		
	ポリエチレン系				
	ポリエチレンプロピレン系				
電線管	鋼製	材料	鋼製電線管(JIS C 8305)		
		呼び方	G16~G70	C19~C75	E19~E75
		外径	21.0~75.2mm	19.1~76.2mm	19.1~76.2mm
		厚さ	2.3~2.8mm	1.6~2.0mm	1.2~1.8mm
		長さ	300mm以上		
	樹脂製	材料	合成樹脂製可とう電線管(JIS C 8411)		
		呼び方	CD管又はPF管		
寸法		φ48.0mm以下			

4. 申請仕様の副構成材料：
申請仕様の副構成材料を表4に示す。

表4 申請仕様の副構成材料

項目		申請仕様	
ブッシング	材料	仕様：あり又はなし ありの場合：鋼製電線管用の付属品 (JIS C 8330：絶縁ブッシング2号)	
	寸法	外径：79mm以下、長さ：49mm以下、厚さ：8mm以下	
熱膨張性シート固定材	材料	種類：①又は② ①被覆付鉄線、②銅線	
シーリング材	材料	建築用シーリング材(JIS A 5758) 種類：①又は② ①変成シリコン系樹脂、②シリコン系樹脂	
	使用量	17g/m以上	
	使用箇所	躯体(壁)と仕切板の接触部	

5. 申請仕様の構造説明図：
申請仕様の構造説明図を図1～図3に示す。

単位 mm

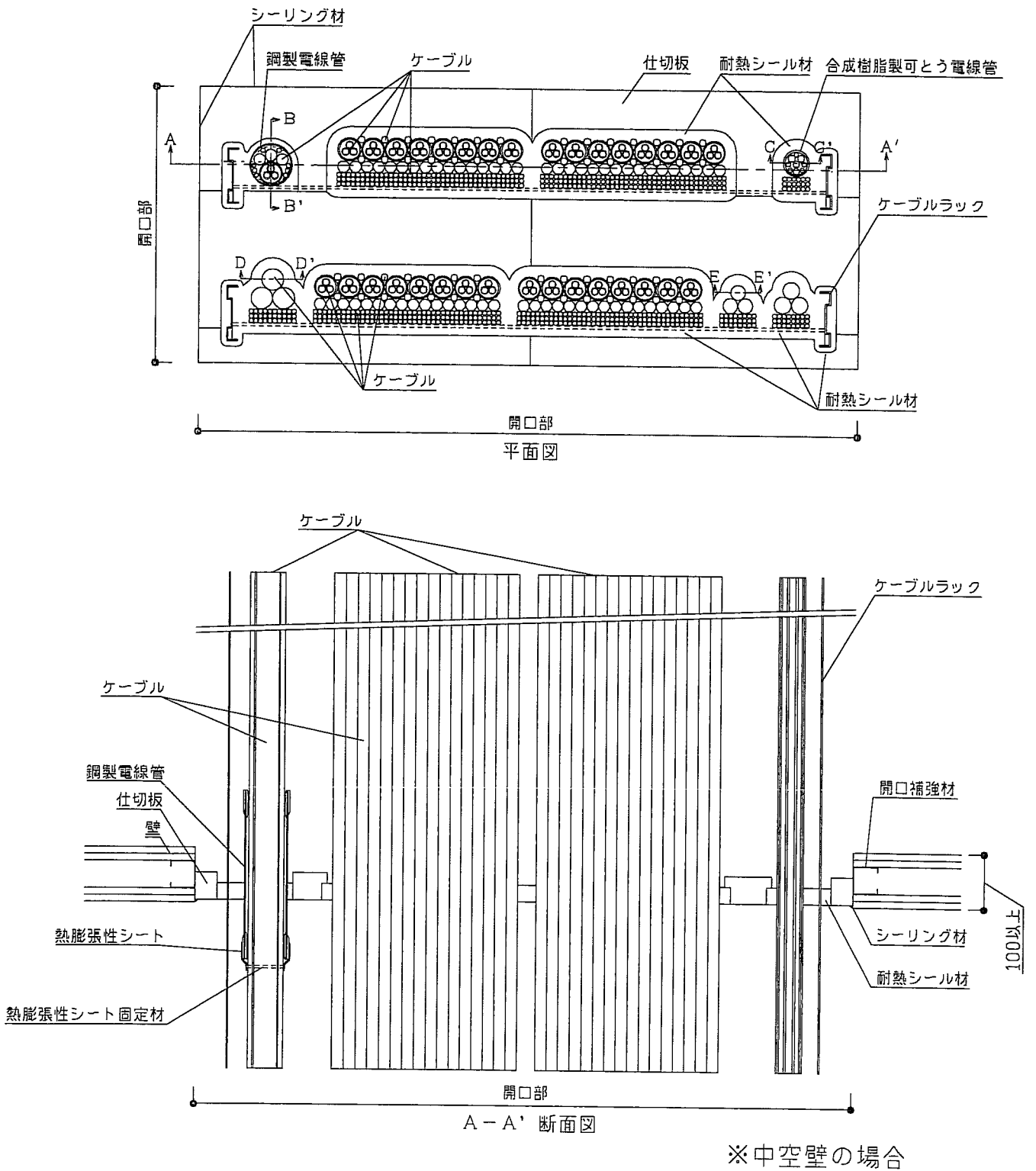
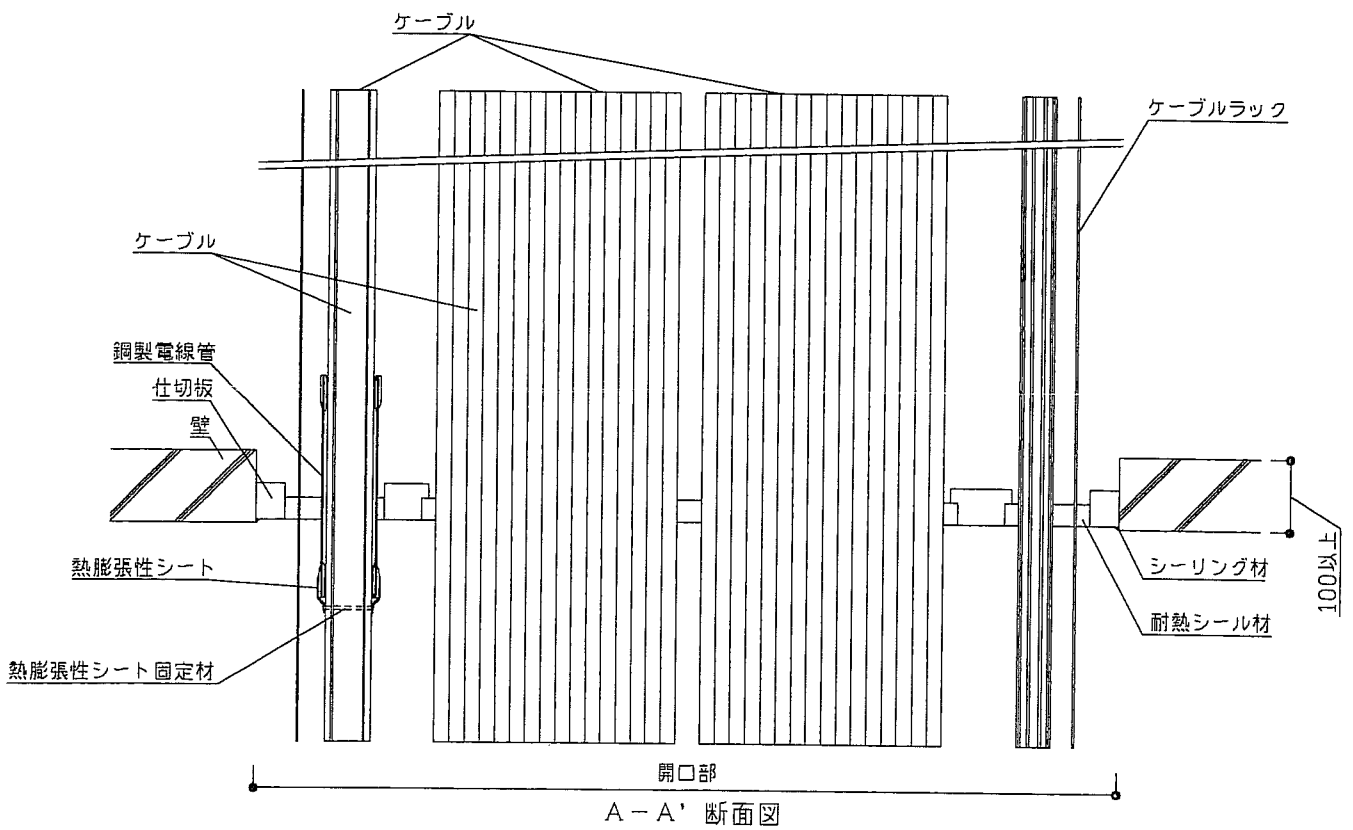
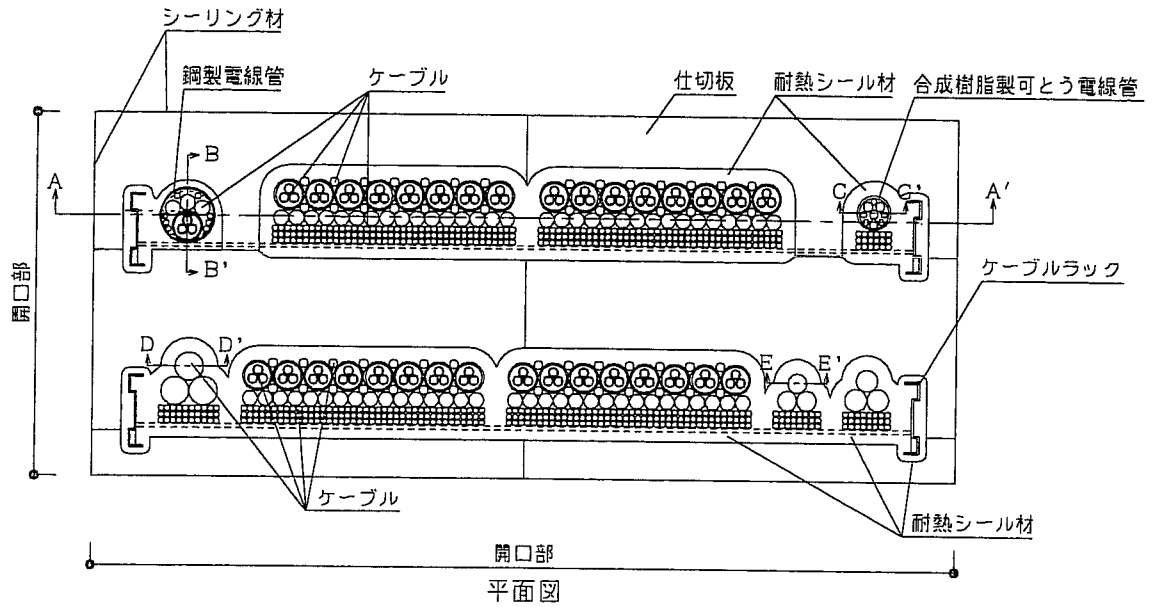


図1 構造説明図

単位 mm



※ALCパネル等の場合

図2 構造説明図

単位 mm

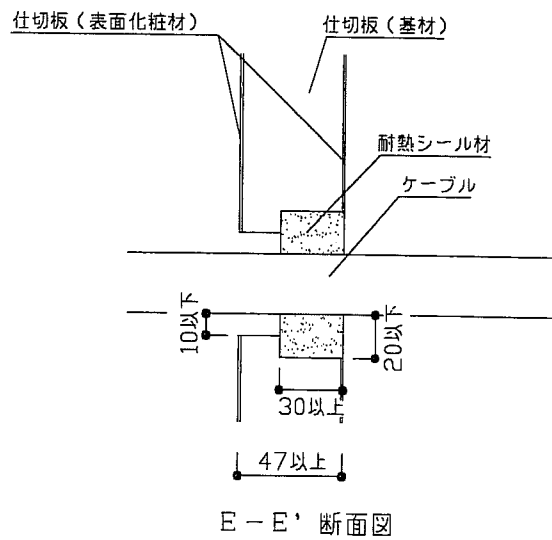
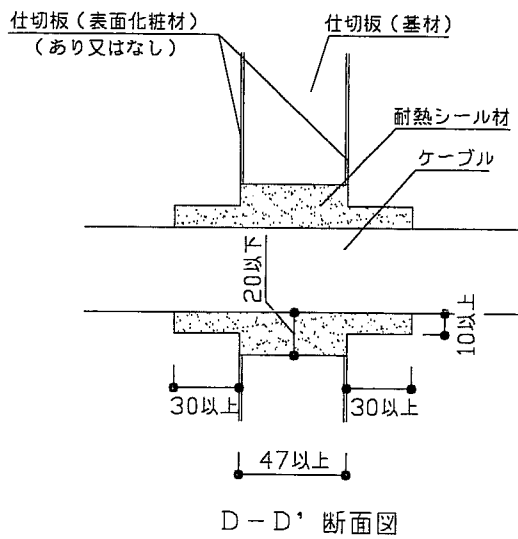
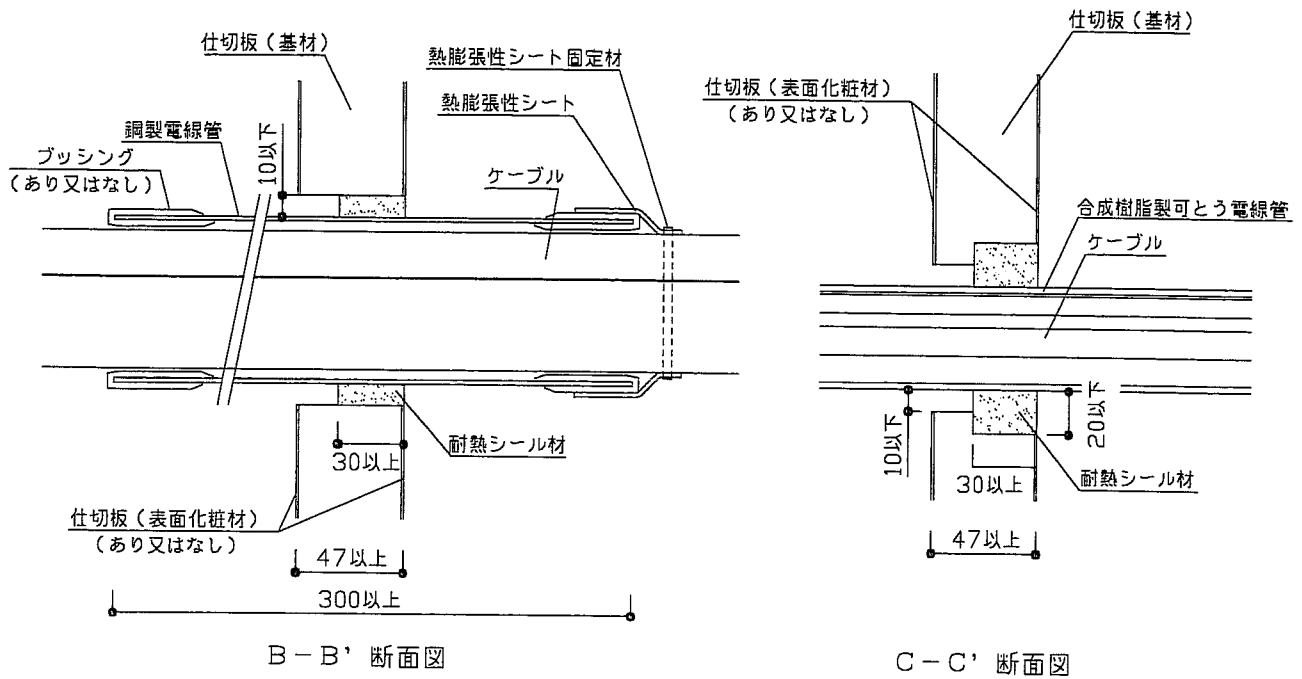


図3 構造説明図

6. 施工方法：

施工図を図4及び図5に示す。

施工は以下の手順で行う。

(1) 開口部の確認及び清掃

開口面積、ケーブル占積率及び壁厚等が申請仕様に適合しているかどうか確認する。

(2) 仕切板の切断及び加工

仕切板を開口部の寸法、貫通しているケーブル・電線管等の形状に合わせて切断する。その際、仕切板とケーブル・電線管との隙間(クリアランス)は、各条件の規定値以下となるように調整する。

(3) 仕切板の取付け

切断、加工された仕切板を設置する。

(4) 耐熱シール材の充てん

ケーブルと仕切板との空隙は耐熱シール材を用いて密に充てんする。その場合、ケーブル又は合成樹脂製可とう電線管は奥行き30mm以上、幅は20mm以下とする。また、ケーブルCVT325mm²又はCET325mm²は奥行き50mm以上、厚さ20mm以下とし、追加して仕切板から両側へ長さ30mm以上、厚さ10mm以上になるように耐熱シール材を巻付ける。

(5) シーリング材の施工

開口部の仕切板と躯体(壁)の接合部にシーリング材を施工する。

(6) 鋼製電線管への熱膨張性シートの巻付け

電線管へは片側のみ熱膨張性シートを巻付ける。電線管へは30mm以上、ケーブルへは20mm以上かぶる様に巻付け、熱膨張性シート固定材で留付ける。

単位 mm

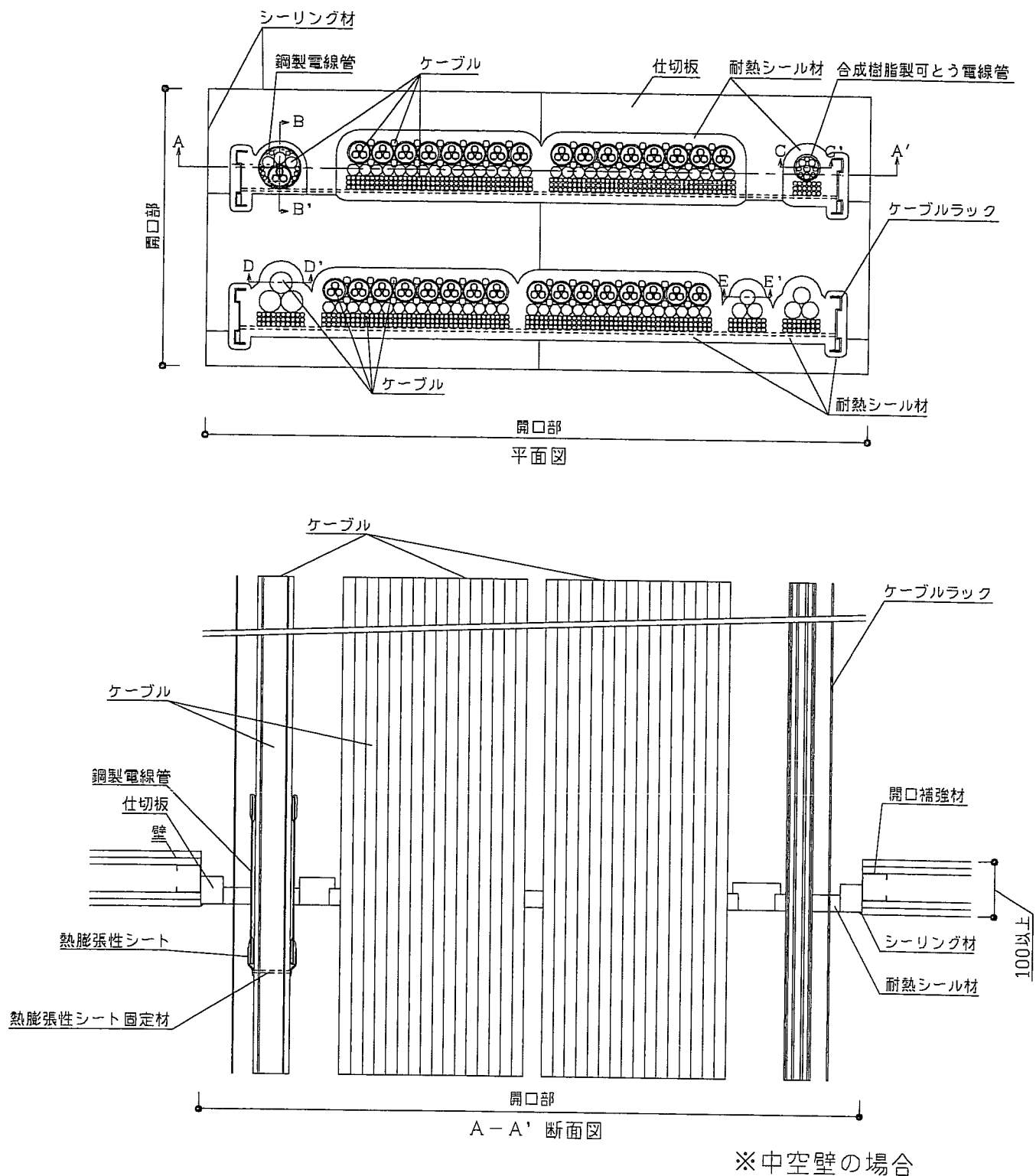
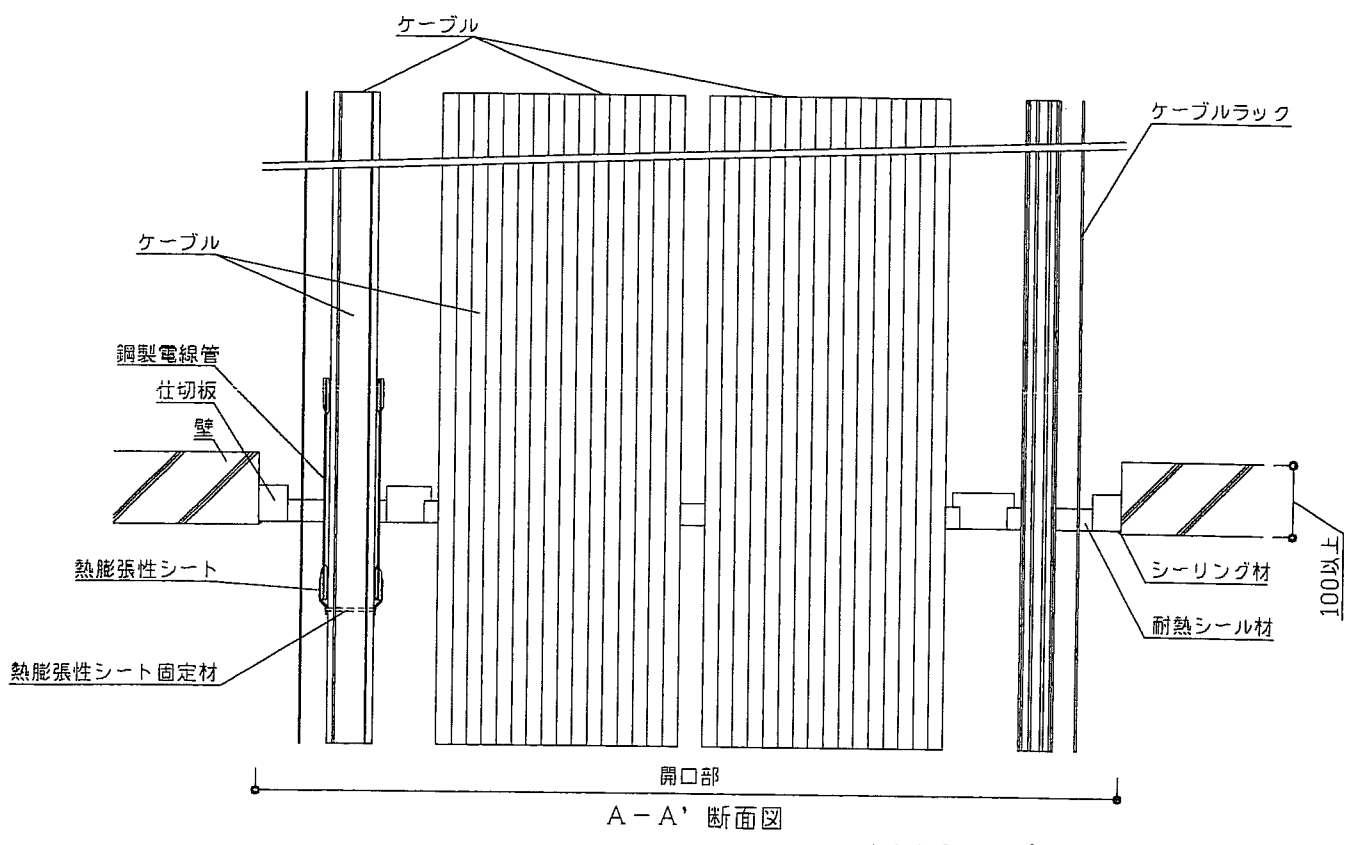
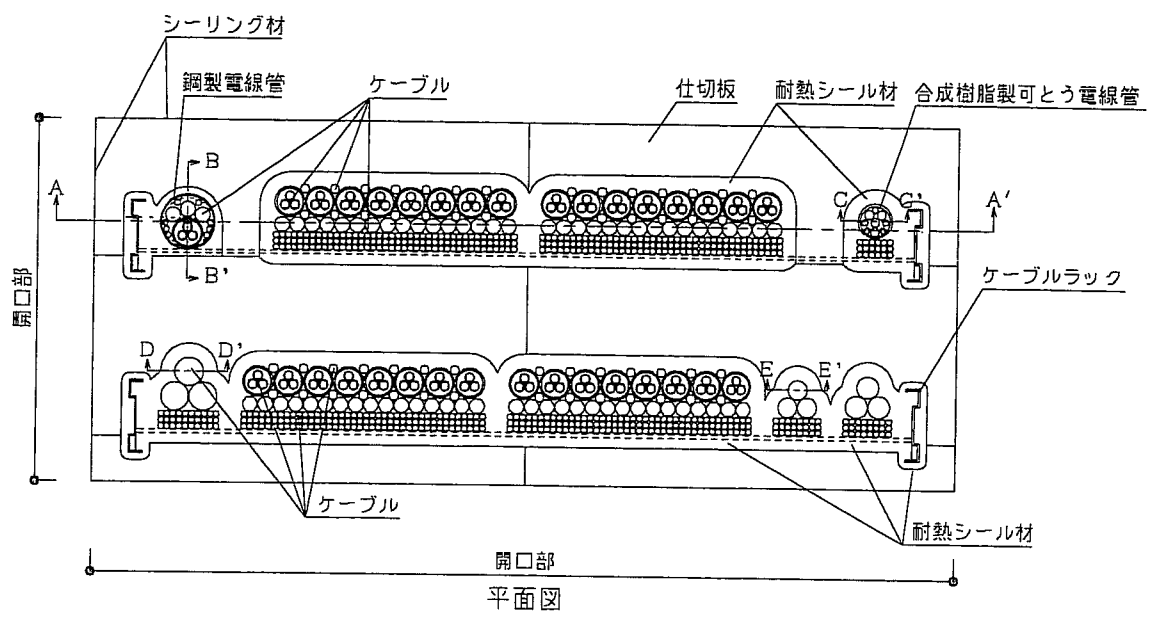


図4 施工図

単位 mm



※ALCパネル等の場合

図5 施工図